

[事案 29-60] 年金支払方法遡及変更請求

・平成 29 年 8 月 31 日 裁定終了

<事案の概要>

年金を一括で受け取ることができると思って契約したものであることを理由に、年金受取方法の 10 年保証期間付終身年金から一括受取への変更を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 18 年 9 月に契約した変額個人年金保険について、募集人から、年金を一括で受け取る商品であるとの説明を受け、そのような商品であると思って契約をしたが、受取方法が 10 年保証期間付終身年金となってしまったため、年金を一括で受け取る方法へ変更してほしい。これが認められない場合には、申立人の意思確認が不十分であったことから、募集人の誤説明による損害を賠償するか、契約を無効とし保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、契約時に、年金受取方法として 10 年保証期間付終身年金を選択しており、また、年金支払開始日の約 3 か月前にコールセンターに問い合わせた時も、年金受取方法が 10 年保証期間付終身年金であることを認識していた。
- (2) 年金受取方法については、2 回の郵送と 1 回の電話により連絡をしている。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、年金受取方法選択時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人に誤説明があったとは認められず、パンフレットや申込書の記載内容から年金受取方法として年金受取と一括受取があることは容易に理解できること等から申立人が誤解していたとは認められず、保険会社による意思確認が不十分であったとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。